

## 平成23年度国民健康保険税の税率等の改正について

変更内容				
賦課の区分		22年度	23年度	増減率
医療給付費分	所得割	8.8%	8.5%	0.3% 減
	均等割(1人当たり)	26,000円	26,000円	増減なし
	平等割(1世帯当たり)	28,000円	26,000円	2,000円 減
	課税限度額	480,000円	510,000円	30,000円 増
介護分	課税限度額	100,000円	120,000円	20,000円 増
後期支援分	課税限度額	130,000円	140,000円	10,000円 増

### 《平成23年度税率改正の経緯》

○平成22年度の単年度収支が1億8991万2千円の赤字となり、それにより平成22年度の累積黒字が6億6361万円となること。(注1)

○累積黒字を活用して、国保財政の安定運営を図りつつ急激な保険給付費等の増加に対するため一定の余剰金を確保すること。

○中間所得者層の負担軽減を目的とした法定限度額の引き上げに対応すること。

○確保すべき余剰金の額を3億5千万とし、国民健康保険給付費等準備基金として積み立てること。

○これらの点について審議の結果、医療分の税率については所得割を0.3%、平等割を2千円に引き下げること。

(注1) 単年度収支の見込みや、累積黒字の見込みについては運営協議会開催時点(平成23年1月)のものであり、最終的な額とは異なります。